項、第三十七項、第三十九項、第四十四項、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項又は平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項、第三項、第五項若しくは第六項に規定するものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで、附則第十五条第十八項ただし書、第二十八項及び第四十四項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）、第五項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第三十七項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十八項本文に係るものにあつては五分の三、同条第三十九項に係るものにあつては五分の四をそれぞれ乗じて得た額とし、同法第三百五十一条本文の規定に該当するものがある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下この項において同じ。）にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二　略］

三　地方税法第四百十条の規定により、市町村長が価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額に〇・〇一〇三七四を乗じて得た額

四　前年度以前の年度における第一号から前号までの各号に掲げる市町村分の課税標準額について総務大臣が過大又は過少と認めた額に、第一号及び第二号に係るものにあつては〇・〇一〇五を、前号に係るものにあつては〇・〇一〇三七四をそれぞれ乗じて得た額の合算額

（軽自動車税の基準税額の算定方法）

第三十三条　軽自動車税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、軽自動車等（地方税法第四百四十二条各号に掲げるものをいい、同法第四百四十三条及び附則第五十七条の規定により軽自動車税を課することができないもの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次の各号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九八二を乗じて得た額

［表略］

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によつて算定した額

算式

項、第三十項、第三十二項、第三十七項、第三十九項又は平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項に規定するものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものにあつては三分の一、同項第二号及び第三号、同条第十八項ただし書、第二十八項、第三十項並びに第三十二項第二号に係るものにあつては二分の一、同条第二項第七号及び平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第八項、第三十二項第一号及び第三十七項に係るものにあつては三分の二、同条第十八項本文に係るものにあつては五分の三、同条第三十九項に係るものにあつては五分の四をそれぞれ乗じて得た額とし、同法第三百五十一条本文の規定に該当するものがある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下この項において同じ。）にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二　同上］

三　地方税法第四百十条の規定により、市町村長が価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額に〇・〇一〇三六三五を乗じて得た額

四　前年度以前の年度における第一号から前号までの各号に掲げる市町村分の課税標準額について総務大臣が過大又は過少と認めた額に、第一号及び第二号に係るものにあつては〇・〇一〇五を、前号に係るものにあつては〇・〇一〇三六三五をそれぞれ乗じて得た額の合算額

（軽自動車税の基準税額の算定方法）

第三十三条　軽自動車税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、軽自動車等（地方税法第四百四十二条各号に掲げるものをいい、同法第四百四十三条及び附則第五十七条の規定により軽自動車税を課することができないもの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次の各号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九八三を乗じて得た額

［表同上］

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によつて算定した額

算式